

上尾市告示第 2 9 9 号

上尾都市計画下水道を変更しようとするので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに上尾市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 0 月 6 日

上尾市長 畠 山 稔

1 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

上尾市大字堤崎の一部

3 都市計画の変更の案の縦覧場所

上尾市上下水道部下水道施設課

4 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和 8 年 1 0 月 6 日から同月 2 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

5 都市計画の変更の案についての意見書の提出先

上尾市上下水道部下水道施設課